

随意契約理由書

1 業 務 名	アスファルト混合物の耐久性評価方法の確立に向けた 研究業務（その２）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3 随意契約理由	本業務は、橋面舗装における既設アスファルト混合物のコアサンプリング供試体を対象に、耐久性（ひび割れ抵抗性・耐流動性）を評価する方法を開発することを目指し、本検討では既存試験との相関関係の確認や、試験結果のばらつき低減について検討を行うことを目的とする。 検討にあたっては有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を踏まえながら検討を行うこととする。 したがって、本業務を行うにあたっては、 ① 橋梁上の舗装材料の特性及び評価手法の検討に関して技術的知見を有していること ② 当社の技術審議会※と一貫した検討が可能な有識者委員会を組織できること （※：https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html）が求められる。 一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という）は、下記の通り本業務に当たって必要とされる実績および体制を有する。 ① 過年度に実施した業務において、橋梁上に使用される舗装材料について実験的検討・分析を実施している。 ② 当社技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有している。 本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務は当該研究所を契約の相手方として選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。 以上
阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定による。	